

**「江別市いじめ防止基本方針改定案」に対する
意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について**

■意見の募集結果

募集期間	令和5年9月1日から令和5年10月2日まで
提出者数	3名
提出件数	6件

■意見の反映状況

区 分		件数
A	意見を受けて案に反映したもの	0
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	2
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	4
D	案に反映しないもの	0
E	その他の意見	0
合 計		6

令和5年10月

江別市 教育部 学校教育支援室 教育支援課

■寄せられたご意見と市の考え方

(ご意見につきましては、可能な限り原文のとおりとし、受付順に掲載しています。)

No.	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	<p>私は塾講師をしています。学校の長期休暇明けになると、急に塾に来なくなる生徒や、服装や髪形が派手になってきたりする生徒が、ときどきいます。大勢の生徒を相手にする一般行政の学校であるならば、そういった兆候は顕著であると思います。そうした風紀の乱れが成績の低下やいじめにつながるよう、私たち教育関係者は、注視する必要性を感じました。</p>	<p>本改定案においては、「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の2(4)「早期発見」において、教職員が「いじめ見逃しゼロ」に向け、いただいたご意見にあるような子供の変化はもとより、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要であるとしています。</p>	B
2	<p>この度の改定で、いじめの定義について具体的な事例が盛り込まれました。児童・生徒が、自分が遭遇している状況がどのようなものなのか、自身で判断できることが求められます。児童・生徒の年代に応じ、具体的でわかりやすい説明を行っていくことが重要です。また保護者も、丁寧な説明を直接聞く機会が必要と考えますので、そのように取り組んでいただくことを要望します。</p>	<p>児童生徒が、自分が遭遇している状況について判断できる能力を養うために、本改定案の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の2(4)「早期発見」では、児童生徒の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」を育成していくことを明記しています。</p> <p>また、児童生徒に対しては、発達段階に応じ、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要であることから、いただいたご意見にあるとおり、具体的でわかりやすい説明を行って</p>	B

		<p>いくことが重要であると考えています。</p> <p>さらに、保護者に対しては、本改定案の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の2（1）「学校いじめ防止基本方針の策定」において、入学時・各年度の開始時に説明することを明記しています。</p>	
3	<p>様々な形で起こるいじめを未然に防ぐことがもっとも重要ですが、悪化・長期化させないために、声を出しやすい気持ちを育むことが大切です。実態としては、なかなか相談できない場合があるようです。自分の気持ちを素直に「いやだ、気持ちが悪い、モヤモヤする」などと言っている、安心できる誰かに言っているという、トレーニングのような体験が有効と考えます（とりわけ小学生以下）ので、他自治体におけるNPOによる取り組みなどの事例も参考とし、いじめを早期に発見できる手法にも取り組んでください。</p>	<p>本改定案の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の2（4）「早期発見」では、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと、いわゆる援助希求的態度の育成について明記しています。</p> <p>同じく、2（4）「早期発見」において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解することについても明記しており、児童生徒や保護者の心の声を教育委員会に直接伝える「心のダイレクトメール」や、いじめに関する児童生徒へのアンケート調査、教育相談の実施等により、引き続き、児童生徒が教職員や関係機関に相談しやすい環境づくりを進めてまいります。</p>	C

4	<p>p6「2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止には人権教育が欠かせません。これまで以上に関係機関と学校教育がうまく連携し、活用していくことが防止の効果につながると思いますので、教育のなかに積極的に取り入れてください。 ・p9「(7) 学校間の連携」では、いじめに近い嫌がらせ等が連続した場合、早めの対応としてクラス替えや転学の判断も可能とすることを、視野に入れることが必要と考えます。 	<p>学校では、これまでも、社会科や道徳科の学習、児童生徒が主体となったいじめ根絶に向けたさまざまな活動の中で人権教育に取り組んでおり、今後も継続していじめ防止に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>また、いじめへの対処としましては、学校が被害児童生徒の心情に寄り添い、組織的に対応していくことをはじめ、犯罪行為に相当し得ると認められる場合に警察へ相談・通報すること、関係機関・専門機関と連携していくこと等により、適切に対応していくこととしております。</p>	C
5	<p>第2. 1 (7) 啓発活動について、必要な広報・啓発活動を行うとは、具体的にどのような事なのか？</p> <p>同じく、(8) 学校評価で、校内研修の実施等とありますが、ぜひ全学年でCAP講座 (Child Assault Prevention) を取り入れ、親・子・先生に受けて欲しい。子どもへの暴力防止プログラムとして、自分自身を守るための行動選択肢を広げ、いじめや、不登校、自殺等防ぐ事にも、つながると考えられるからです。</p>	<p>市が行う広報・啓発活動として、いじめ防止対策に関する学校への情報提供をはじめ、広報誌やホームページでの相談制度等の周知、児童や保護者、教職員を対象にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる授業や研修などを行っています。</p> <p>また、校内研修については、今後においても、学校ごとに策定するいじめ防止基本方針に基づく取組として、専門家によるいじめ防止対策に関する講義や、教職員間での事例に関する研究、学級や児童生徒に係る情報共有など、適切に取り組んでまいります。</p>	C

6	<p>第2. 2(6) いじめの解消のなかで、被害児童生徒を徹底的に守り通し、とありますが、これについても、具体的にどのようにして守るのか。実際、昨年度から自分の子どもがいじめにあった時、なかなかいじめが終わらず、教職員全体で取り組んでいるとは思えず、守られているとは感じられなかった。具体策を明確にして確実に実行するために、どのようにするのか、読んでいてもよく伝わりませんでした。</p> <p>いじめは絶対にダメなんだという事を、校長自ら強く発信されていないとダメではないでしょうか？横浜市の事例でもあったように、校長がいじめゼロを強く打ち出し成功した例もあるように、今の校長では実際不安であります。いじめを軽く捉えているように思われます。幸い教頭先生が助けてくれているので、今がんばっています。</p>	<p>本改定案の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」1(6)において、児童生徒が心の危機を訴えたときに適切に対応ができるよう、教職員の資質能力の向上を目指していくこととしています。</p> <p>また、同じく2(2)においては、校長のリーダーシップの下、全教職員で情報を共有する等「チーム学校」として、いじめの防止等の対策のための「学校いじめ対策組織」を置くものとし、学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うこととしています。</p> <p>今後においても、いじめを生まない土壌を作るため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す等、関係者が一体となった継続的な取組を進めてまいります。</p>	C
---	--	--	---